立川市議会議員が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため行う 対応等について

> 立川市議会 令和2年7月16日決定

- 1 日頃から登庁前の検温など健康管理に努めるとともに、次の点を順守する。
 - ・自身の感染が疑われる場合、議長に報告の上、会議等を欠席する。
 - ·家族等の感染が疑われ、自身が濃厚接触者となる可能性がある場合、議長に報告の上、会議等を欠席する。
 - ・自身が濃厚接触者か判断がつかない場合(同会派議員の感染など)、自身の判断で自宅待機等の対応をとる。
- ※ いずれにおいても、受診相談窓口に相談の上、指導・指示を仰ぐこと。

2 感染者と確認された場合等

保健所の指示・指導に従い行動する。また、会期中か否かに関わらず、基本的な対応は次のとおりとする。

(1) 自身が感染者と確認された場合

その事実、確認された日、発症した日及び保健所からの指示・指導の内容を、速やかに自身又は家族等関係者が議長に報告する。

- ※「発症した日」とは、発熱、咳、呼吸困難などの症状を呈したときをいう。
- (2) 自身が濃厚接触者となった場合 その事実及び保健所からの指示・指導の内容を速やかに議長に報告する。
- (3) 家族等が感染者と確認された場合又は濃厚接触者となった場合 その事実及び保健所からの指示・指導の内容を速やかに議長に報告する。

3 情報公開について

議員が感染者と確認された場合、市の公表手順に準じ、プライバシーに十分配慮 して公表する。

- ・方法 プレスリリース及び市議会ホームページに掲載
- ・項目 市議会議員の旨(個人情報は原則非公開)、症状・経過等、東京都の公表項目を参考に、必要に応じて変更する。

以上